

議 案 書

令 和 7 年 6 月

第 2 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
議案 5 1	令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）		5
5 2	令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）		1 1
5 3	松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について		1 5
5 4	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		1 9
5 5	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について		2 3
5 6	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		2 5
5 7	松山市愚陀佛庵条例の制定について		3 3
5 8	松山市公民館条例の一部改正について		3 7
5 9	松山市渡部家住宅条例の制定について		3 9
6 0	松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について		4 3
6 1	松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		4 5
6 2	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について		4 7
6 3	工事請負契約の締結について（アクアパレットまつやま天井改修その他工事）		4 9
6 4	工事請負契約の締結について（生石小学校 1 6 棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事）		5 1
6 5	工事請負契約の締結について（松山市駅前広場大屋根整備ほか工事）		5 3
6 6	工事請負契約の変更について（城山公園（丸之内）斜面外災害復旧工事）		5 5
6 7	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）		5 7
6 8	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）		5 9
6 9	財産の取得について（大型化学消防ポンプ自動車）		6 1
7 0	市道路線の認定について		6 3

（後送予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて		

承認第 1 号

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(専決処分)

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和 7 年 3 月 3 1 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 第 8 項第 3 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 70 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 75 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 70 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 76 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 12 条の 2 第 16 項中「第 15 条第 38 項」を「第 15 条第 37 項」に改める。

(別 紙)

附則第 12 条の 3 中第 13 項を第 14 項とし、第 12 項を第 13 項とし、第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 12 条の 3 の 2 を削る。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 70 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し等について緊急を要するので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行う。

議案第 5 1 号

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 1 , 1 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8 , 0 1 1 , 1 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第 1 表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		69,000,000 千円	197,000 千円	69,197,000 千円
	2 固定資産税	30,704,000	197,000	30,901,000
16 国庫支出金		54,775,685	439,548	55,215,233
	2 国庫補助金	8,715,112	437,548	9,152,660
	3 委託金	122,362	2,000	124,362
17 県支出金		19,790,011	8,414	19,798,425
	2 県補助金	4,485,450	8,414	4,493,864
22 諸収入		9,050,576	6,326	9,056,902
	5 雑入	5,104,511	6,326	5,110,837
23 市債		13,565,400	199,900	13,765,300
	1 市債	13,565,400	199,900	13,765,300
歳 入 合 計		237,160,000	851,188	238,011,188

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,943,844 千円	39,248 千円	17,983,092 千円
	1 総務管理費	13,678,512	39,248	13,717,760

3 民生費		121,956,152	447,160	122,403,312
	1 社会福祉費	54,556,039	3,900	54,559,939
	2 児童福祉費	45,398,085	436,000	45,834,085
	3 生活保護費	22,002,028	7,260	22,009,288
6 農林水産業費		2,997,145	11,776	3,008,921
	1 農業費	1,075,549	11,776	1,087,325
7 商工費		8,160,525	86,141	8,246,666
	1 商工費	6,363,154	50,000	6,413,154
	2 観光費	1,797,371	36,141	1,833,512
8 土木費		22,249,529	252,170	22,501,699
	4 港湾費	534,472	231,415	765,887
	5 都市計画費	12,986,086	20,755	13,006,841
10 教育費		22,352,194	14,693	22,366,887
	5 社会教育費	3,656,855	14,693	3,671,548
歳 出 合 計		237,160,000	851,188	238,011,188

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
浮 穴 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和9年度	1 4 7, 7 0 0 千円
久 枝、城 北 及 び 中 島 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和12年度	1, 2 6 8, 9 0 0
松 山 南 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和12年度	1, 0 8 5, 5 0 0

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 200,000	1 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし，利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後 においては， 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還，償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条件 によることができる。

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
危 機 管 理 事 業	千円 40,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 50,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

議案第 5 2 号

令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 , 6 6 0 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 , 7 1 8 , 4 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は，「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第 1 表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1,000 千円	45,660 千円	46,660 千円
	1 繰越金	1,000	45,660	46,660
歳 入	合 計	33,672,800	45,660	33,718,460

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競輪費		33,371,800 千円	45,660 千円	33,417,460 千円
	1 開催費	33,371,800	45,660	33,417,460
歳 出	合 計	33,672,800	45,660	33,718,460

第2表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
オールスター競輪広報・イベント等事業	令和7年度～令和8年度	200,000千円

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 22 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 22 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 22 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日

から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２２条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２２条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２３条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２４条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２４条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第４項中「中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「及び」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第３条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和３６年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

(松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の松山市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(準備行為)

- 3 第2条の規定による改正後の松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

(松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 松山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第14条第1項及び第17条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

(提案理由)

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 1 2 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 7 条の 3 中「又は扶養控除額」を「，扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 9 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法」を「，法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 9 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 9 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 9 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 9 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 5 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 7 8 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売

渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第78条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第79条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第78条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第79条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第79条の2の規定により製造たばこことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの
- 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第15条の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日

- (2) 第12条及び第12条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条の3及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の松山市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出し

た旧条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 15 条の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、松山市市税賦課徴収条例第 78 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 80 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 15 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）松山市市税賦課徴収条例第 80 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 15 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第 15 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所得控除に特定親族特別控除を加えるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
(平成 29 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するため、本案を提出
する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項第 1 0 号中「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」を「住登外者宛名番号管理機能（市が管理する住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって，市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付し，及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理」に改め，同表 2 の項を次のように改める。

2 教育委員会	(1) 松山市奨学資金貸付条例（平成 5 年条例第 3 号）による奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を，「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え，同項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 8 の項中「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による小児慢性特定疾病医療費の支給」に，「(1) 地方税関係情報」を「住登外者宛名情報」に改め，同項第 2 号から第 1 3 号までを削り，同項を同表 1 0 の項とし，同表中 7 の項を 9 の項とし，6 の項を 8 の項とし，5 の項を 7 の項とし，4 の項を 6 の項とし，同項の前に次のよ

うに加える。

5 市長	松山市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(4) ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
(2) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(4) 松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(5) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 中 3 の項を 4 の項とし、 2 の項の次に次のように加える。

3 市長	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則

		で定めるもの
		(4) 松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(5) 松山市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 に次のように加える。

1 1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 3 1 年法律第 3 号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

1 5 市長	国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(2) ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 8 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 9 市長	母子保健法による相談，支援，保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊産婦の訪問指導，未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 0 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	
2 3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費，療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 6 市長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付，子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 7 市長	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 8 市長	生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 9 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，徴収金の徴収又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
30 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護に関する情報であって規則で定めるもの
		(5) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		(6) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(7) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(8) 外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		(9) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(10) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(11) 児童福祉法による母子生活

		支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		(12) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
		(13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		(14) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(15) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(16) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(17) 母子保健法による妊娠の届出であって規則で定めるもの
		(18) 母子保健法による健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
		(19) 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(20) ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		(21) 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 1 教育委員会	松山市奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに関する事務であって	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する

	規則で定めるもの	る事務であって規則で定めるもの
3 2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	松山市奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの

別表第 3 中 1 の項を削り， 2 の項を 1 の項とし， 同表に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務に住登外者の情報の管理に関する事務を加えるとともに，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市愚陀佛庵条例の制定について

松山市愚陀佛庵条例を次のように定める。

記

松山市愚陀佛庵条例

(目的及び設置)

第 1 条 夏目漱石と正岡子規の交流をはじめとした文化人達のつながり等本市の人的文化遺産並びに文学及び俳句に関する展示等の事業を実施するとともに、市民等の文化的活動及び教育的活動並びに交流の場として活用するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、松山市愚陀佛庵（以下「愚陀佛庵」という。）を設置する。

2 愚陀佛庵は、松山市二番町四丁目 6 番地 1 に置く。

(入場料)

第 2 条 愚陀佛庵の入場料は、無料とする。

(使用許可)

第 3 条 句会、茶会、講座等を行うため愚陀佛庵を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、愚陀佛庵の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、愚陀佛庵の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 愚陀佛庵（備品、展示品等を含む。第 10 条第 2 号及び第 11 条において同じ。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が愚陀佛庵の管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 5 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、愚陀佛庵を許可

を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）使用の許可の条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

（4）第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の処分により愚陀佛庵の使用の許可を受けた者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（秩序維持）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

（1）他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

（2）愚陀佛庵を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのある者

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が愚陀佛庵の管理上支障があると認める者

（損害賠償）

第11条 愚陀佛庵を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市にその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この

限りでない。

(指定管理者)

第12条 市長は、愚陀佛庵の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に愚陀佛庵の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に愚陀佛庵の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第1項の許可に関する業務
- (2) 愚陀佛庵の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合において、第3条、第4条、第6条第1項及び第10条の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項の規定の適用については同項中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に愚陀佛庵の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料
和室	1 時間	8 0 0 円

多目的スペース	1 時間	1, 2 0 0 円
芝生広場	1 時間	3 0 0 円
イベントスペース	1 時間	3 5 0 円

備考

- 1 1 時間に満たない時間は，1 時間とする。
- 2 使用料には光熱水費を含むものとし，相当の範囲を超える使用と認められる場合は，実費相当額を別途徴収する。
- 3 使用のための機器等の設置，掲示，撤去，維持管理等に要する一切の費用は，使用者の負担とする。
- 4 使用のための準備及び原状回復の時間は，使用時間を含むものとする。
- 5 営利目的で使用する場合の使用料は，この表で算出した額の 2 倍とする。
- 6 器具の使用料は，実費相当額の範囲内において規則で定める。

(提案理由)

松山市愚陀佛庵を設置するため，本案を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 八坂公民館の部老人室の項中「老人室」を「和室 1」に改め、同部研修室の項中「研修室」を「和室 2」に、「410 円」を「300 円」に、「510 円」を「410 円」に、「4,660 円」を「3,560 円」に改め、同表泊公民館の部 1 階和室の項を削り、同表久米公民館の部談話室 1 の項から談話室 3 の項までを削り、同部視聴覚室の項中「410 円」を「300 円」に、「510 円」を「410 円」に、「4,660 円」を「3,560 円」に改め、同項の次に次のように加える。

大会議室	410 円	510 円	4,660 円
------	-------	-------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

八坂公民館、泊公民館及び久米公民館のエレベーター設置工事の完成に伴い、部屋の区分を変更し、及び使用料を改定するため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市渡部家住宅条例の制定について
松山市渡部家住宅条例を次のように定める。

記

松山市渡部家住宅条例

(目的及び設置)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく重要文化財である渡部家住宅を保存するとともに、地域活動等に活用することにより地域文化の振興を図るため、松山市渡部家住宅（以下「渡部家住宅」という。）を設置する。

2 渡部家住宅は、松山市東方町 1238 番地 1 に置く。

(入場料)

第 2 条 渡部家住宅の入場料は、無料とする。

(使用許可)

第 3 条 地域活動、文化活動等を行うために渡部家住宅を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、渡部家住宅の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用制限)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、渡部家住宅の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 渡部家住宅（備品、展示品等を含む。第 10 条第 2 号及び第 11 条において同じ。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が渡部家住宅の管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 5 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、渡部家住宅を許

可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秩序維持)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 渡部家住宅を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が渡部家住宅の管理上支障があると認める者

(損害賠償)

第11条 渡部家住宅を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市にその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるとき

は、この限りでない。

(規則への委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第 13 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に従前の所有者により渡部家住宅の使用の許可を受けた者については、同日前は、なお従前の例により渡部家住宅を使用することができる。

(準備行為)

3 使用許可の申請その他渡部家住宅を運営するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 7 条関係）

区分	使用単位	使用料
主屋	1 時間	9 0 0 円
米倉	1 時間	4 5 0 円
前庭	1 時間	4 5 0 円
駐車場（全面）	1 時間	9 0 0 円
駐車場（半面）	1 時間	4 5 0 円

備考

- 1 主屋の使用には、中庭、裏庭その他附属施設の使用を含む。
- 2 使用時間に 1 時間に満たない時間があるときは、これを 1 時間とする。
- 3 使用料には光熱水費を含むものとし、相当の範囲を超える利用と認められる場合は、実費相当額を別途徴収する。

4 使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含むものとする。

5 使用のための機器等の設置，掲示，撤去，維持管理等に要する一切の費用は，使用者の負担とする。

（提案理由）

松山市渡部家住宅を設置するため，本案を提出する。

議案第 6 0 号

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正について

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

松山市保育所及び小規模保育事業所条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「次の各号のいずれかに該当する」を「身体虚弱のため保育に耐えられないときその他市長が不適當と認める」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

保育所等への入所の不承諾の規定を実状に合わせて見直すため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。次条において「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第 3 条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松山市自転車等の駐車対策に関する条例（平成 7 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号の表松山市役所第四別館前駐輪場の項の次に次のように加える。

松山市役所第四別館西仮設駐輪場	松山市三番町六丁目 4 番地 2 1	一時利用
-----------------	--------------------	------

第 2 条 松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号の表松山市役所第四別館西仮設駐輪場の項を削る。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から，第 2 条の規定は同日から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

松山市役所第四別館の西側に仮設駐輪場を設置するため，本案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(アクアパレットまつやま天井改修その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 アクアパレットまつやま天井改修その他工事

2. 施工場所 松山市市坪西町 6 2 5 番地 1

3. 内 容 【建物概要】

構造：鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造

階数：地上 2 階，地下 1 階

延べ面積：7, 9 2 9 . 8 9 m²

天井改修工事 1 式

防水改修工事 1 式

その他工事 1 式

発生材処理 1 式

4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目 1 番 2 6 号

大和コンストラクション株式会社

代表取締役 松本 裕仁

5. 請負金額 3 億 3 2 8 万 1, 0 0 0 円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(生石小学校 1 6 棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 生石小学校 1 6 棟屋内運動場長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市高岡町 6 3 0 番地 3
3. 内 容 生石小学校 1 6 - 1 棟・1 6 - 2 棟屋内運動場
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
延面積 1, 2 2 6 . 2 3 m²
屋内運動場長寿命化改修工事 1 式
クラブハウス長寿命化改修工事 1 式
屋外整備工事 1 式
環境配慮改修工事 1 式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目 1 番 2 6 号
大和コンストラクション株式会社
代表取締役 松本 裕仁
5. 請負金額 2 億 7 1 1 万 9, 0 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山市駅前広場大屋根整備ほか工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山市駅前広場大屋根整備ほか工事
2. 施工場所 松山市湊町五丁目 1 番地 1 地先
3. 内 容 大屋根新築工事 1 式
(鉄骨造平屋建 建築面積：4 6 3 . 1 5 m²)
第 5 階段改修工事 1 式
(鉄筋コンクリート造 建築面積：3 1 . 9 6 m²)
4. 請 負 人 松山市真砂町 7 番地 4
愛媛土建株式会社
代表取締役 菅野 成彦
5. 請負金額 3 億 5 2 2 万 8 , 0 0 0 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8 , 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事)

令和 7 年第 1 回定例会において議決を得た議案第 4 8 号城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	3 億 8, 5 7 4 万 8, 0 0 0 円
変更後	3 億 9, 4 9 1 万 5, 4 0 0 円

(提案理由)

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

小型動力ポンプ付水槽車 1 台

2. 取得価格

7, 172 万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目 10 番地 1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格 6, 000 万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 6, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

水槽付消防ポンプ自動車 1 台

2. 取得価格

8, 261 万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目 10 番地 1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格 6, 000 万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 6, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（大型化学消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

大型化学消防ポンプ自動車 1 台

2. 取得価格

9, 438 万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目 10 番地 1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格 6, 000 万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 6, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 3 0 2 号線	三町三丁目	三町三丁目	
2	市道 桑原 3 0 3 号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
3	市道 生石 3 0 6 号線	富久町	富久町	

(提案理由)

図面番号 1 ～ 3 は一般交通の用に供されている道路で、地元からの申請に基づき市道認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

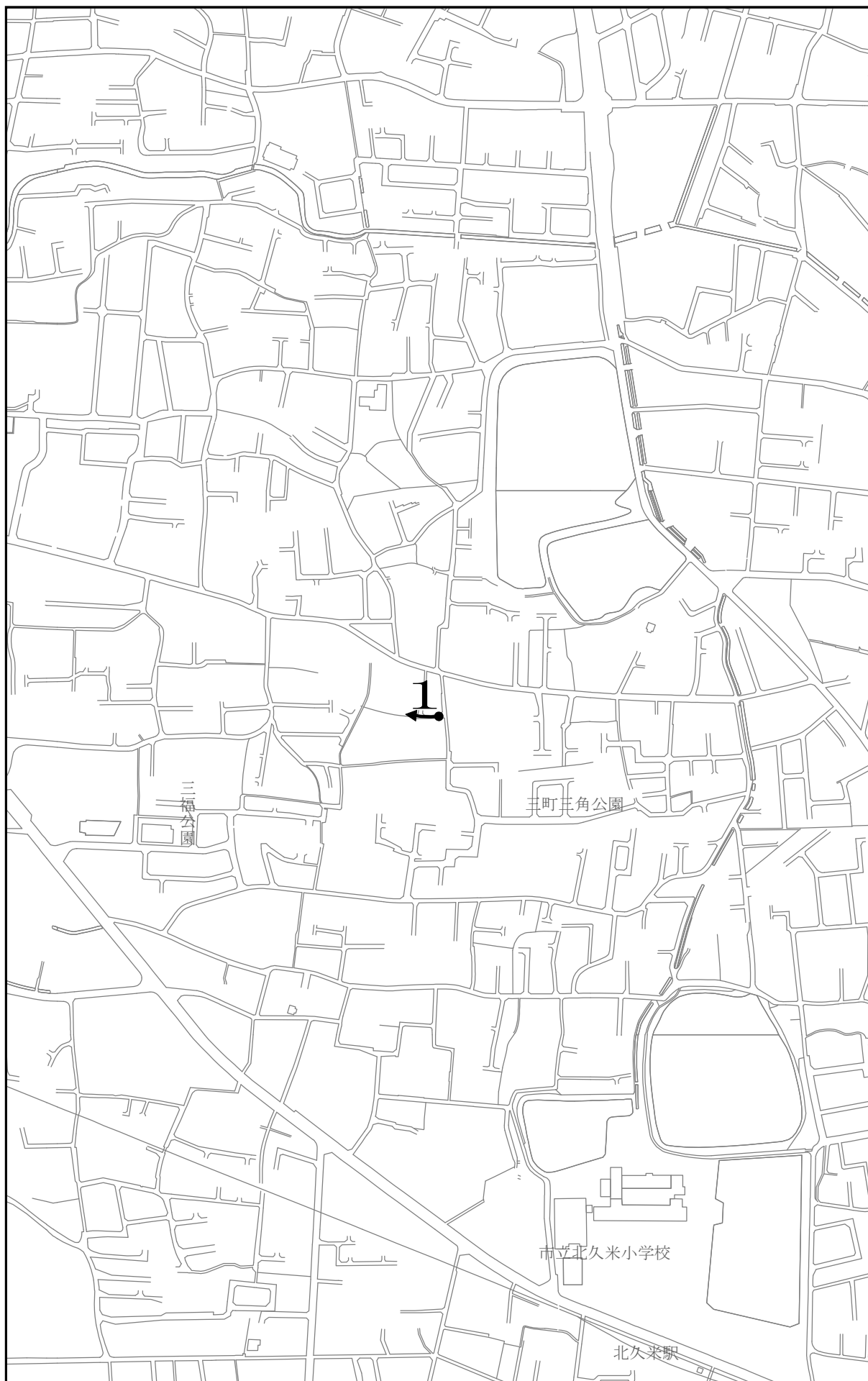
(参 照)

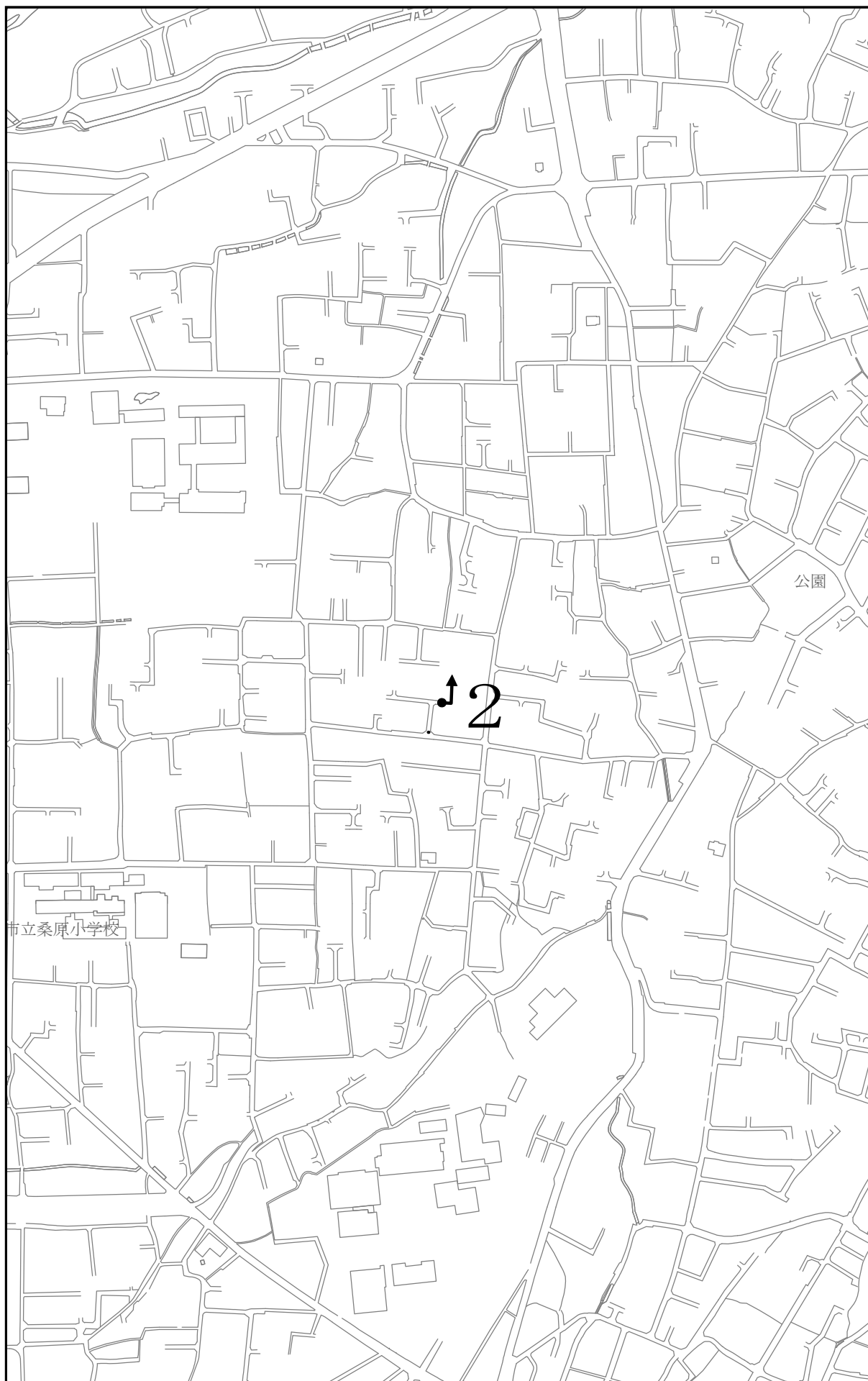
道路法 (抄)

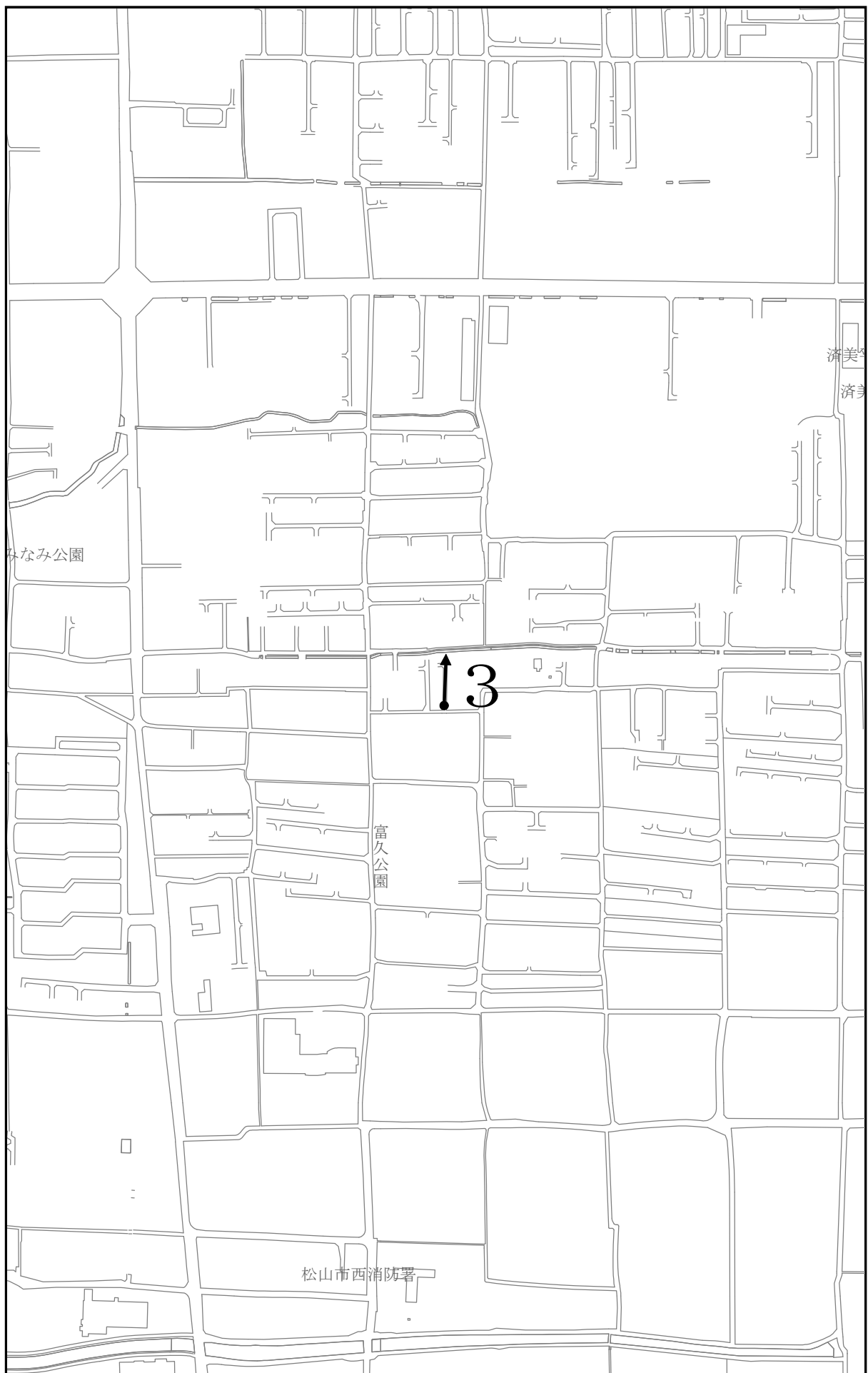
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。







図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑 原 3 0 2 号 線	松山市 三町三丁目 114番5地先	松山市 三町三丁目 114番7地先	4.3 ～ 8.7	23.5
2	市 道 桑 原 3 0 3 号 線	松山市 正円寺四丁目 229番10地先	松山市 正円寺四丁目 229番1地先	4.8 ～ 4.8	31.9
3	市 道 生 石 3 0 6 号 線	松山市 富久町 325番2地先	松山市 富久町 325番7地先	4.3 ～ 8.7	45.1